



観産第 396 号  
平成 23 年 11 月 24 日

旭川ふるさと旅行 株式会社  
代表取締役社長 喜久野 夕介 殿

観光庁観光産業課長



中華人民共和国国民訪日観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の指定について

貴社から提出のあった「中国国民訪日観光旅行」取扱旅行会社申込書について審査した結果、日本側の取扱旅行会社として指定したので通知する。

指定番号 1111-002 (個人観光限定)

なお、「中華人民共和国国民訪日観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の指定基準」7.にあるように、実際の業務は中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会(中連協)に加入した後でないと行うことができないため、可及的速やかに中連協への加入手続をするよう申し添える。

連絡先：中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会(中連協)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル

電話：03-3592-1276